

あなたの健康づくりを応援します

健保だより



兵庫県運輸業健康保険組合

<http://www.hyogo-unyu-kenpo.or.jp/>



主 な 記 事

- 熊本地震関連情報2
- マイナンバーの収集予定について3
- 健康保険制度改正のご案内4
- 健康保険組合からのお願い6~8

No.137

ご家庭にお持ち帰りの上、皆様でご覧ください

熊本地震の被災者の皆さまへ

熊本地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

保険証なしで医療機関を受診できます

保険証を持たずに避難しているなどのため、保険医療機関等で保険証を提示できない場合には、**(1) 氏名、(2) 生年月日、(3) 連絡先《電話番号》、(4) 加入している医療保険者が分かる情報**（被用者保険の場合は事業者名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所）を伝えていただければ、保険証がなくても保険診療を受けることができます。



健保組合の名義を利用した不審サイトにご注意!

健保組合の名義を勝手に利用した不審なウェブサイトがインターネット上に開設されていた事例について、情報提供がありました。

健保組合の名前でインターネット検索を行い不審サイトを訪問した利用者に対し、広告の誤クリックや不正サイトへの誘導、フィッシング詐欺等、様々な手口で攻撃が想定されますのでご注意ください。



健康教室並びに事務説明会が開催されました

平成28年6月20日(月)神戸市産業振興センターにおきまして、健康教室並びに事務説明会を開催しました。64事業所・62名の方が出席され、健康保険等に関する実務を研鑽されました。

講習内容

1 健康教室

「メンタルチェックの概要」

講師 健保連兵庫連合会共同設置保健師 登岐先生

2 事務説明会

①算定基礎届に関する留意事項：組合給付係長 安部 恭子

②マイナンバーに関する留意事項：庶務課主任 平嶋 加奈



皆さまのマイナンバーの提出は秋頃を予定しています

健康保険の事務では平成29年1月からマイナンバーを使用します。このため、加入者の皆さまのマイナンバーを秋頃に事業所を通じて提出いただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、**任意継続被保険者とその被扶養者の方は直接健保組合にご提出**いただけます。

●事業所に勤務している方とその被扶養者(家族)の方

事業所(会社)を通じてご提出いただけます。健保組合に直接マイナンバーをご提出いただくことはございません。

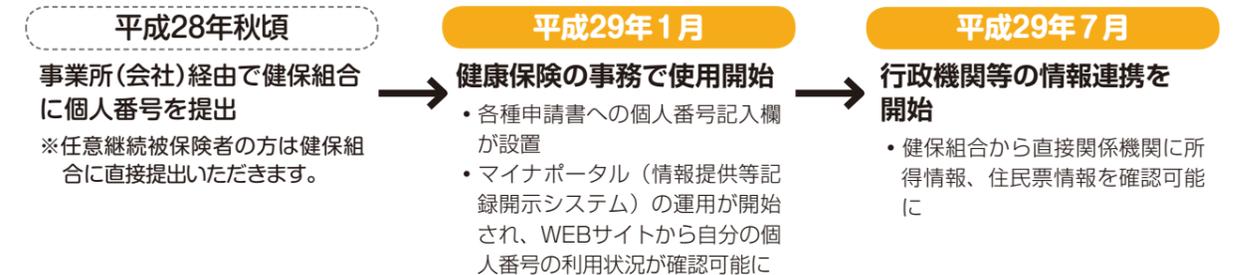
●任意継続被保険者とその被扶養者(家族)の方

健保組合に直接マイナンバーをご提出いただけます。提出方法等につきましては、後日、別途お知らせします。

被扶養者(ご家族)の分も事業所経由で提出します

被扶養者のマイナンバーについても被保険者が本人のマイナンバーであることを確認し、事業所(会社)経由で健保組合に提出します。

健保組合で利用されるまでのスケジュール



規程を整備しマイナンバーに対応しました

マイナンバーは法律で「特定個人情報」に定められ、厳重に取り扱うことが定められています。当健保組合でもマイナンバーを利用するにあたって規程の整備を行い、特定個人情報の取り扱いに対応しました。

●制度の詳細については内閣官房のWEBサイトをご覧ください。

マイナンバー・社会保障・税番号制度

検索

平成28年10月から

パート アルバイト

への社会保険の適用が拡大されます

働き方にかかわらず安心して生活できる社会にするために、社会保険への加入条件が緩和されます。

被扶養者の人が新しく勤務先の社会保険に加入する場合は、健保組合に被扶養者から外す手続きが必要となります。

パート・アルバイトなどいわゆる「非正規労働者」については、これまで週30時間以上勤務している場合は、勤務先の健康保険などの社会保険に加入することができました。平成28年10月からはこの基準が見直され、より多くの方が勤務先の社会保険に加入できるように緩和されます。

新しく勤務先の社会保険に加入する場合の具体的な影響は、働き方や状況で異なります。国民健康保険に加入していた人は、勤務先の社会保険では事業所が保険料の一部を負担することになりますから本人の保険料は軽減されます。また、当健保組合の被扶養者だった人は勤務先の健康保険の被保険者となることで保険料を負担することになりますが、病気・けがや出産で仕事を休んだときに受け取れる傷病手当金、出産手当金を受けられるようになります。

当健保組合の被扶養者だった人が新しく勤務先の健康保険に加入した場合は、被扶養者から外す必要があります。「被扶養者異動届」の提出が必要となりますので、忘れずに手続きをお願いします。



社会保険(年金・健康保険)の対象となる基準

現在

- 週30時間以上勤務する人

↓

平成28年10月～

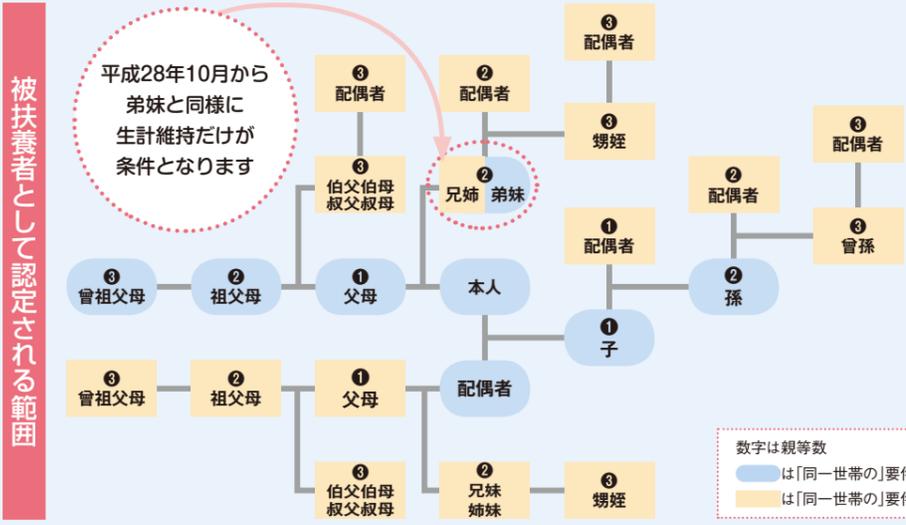
- 週20時間以上勤務する人
- 月額賃金8.8万円以上の人(年収106万円以上)
- 勤務期間1年以上が見込まれる人

※従業員501人以上の企業が対象で、学生は適用除外

被扶養者の兄・姉の「同居」条件が撤廃に

被保険者の兄弟姉妹が被扶養者になる場合、被保険者の収入で生活しているという「生計維持」の条件のほか、兄姉については「同居」が条件となっていました。しかし、昨今の経済および生活実態を踏まえ、平成28年10月からこの「同居」条件が撤廃されることとなります。

平成28年10月以降は兄弟姉妹の区別なく、「生計維持」条件のみが被扶養者になるかどうかの判断材料となります。



平成27年度健康保険組合被扶養者再確認結果のご報告

平成27年12月に実施しました健康保険被扶養者再確認の結果をご報告します。ご協力ありがとうございました。

- ◎対象者 4,096名
- ◎再確認により届出もれが判明し、資格抹消となった人数 139人
- ◎抹消した内訳
 - 就職 79人
 - 収入超過 31人
 - 失業給付受給 14人
 - 国保加入 9人
 - 別居 6人

扶養抹消率 3.39%

この再確認の結果、年間1,670万円の医療費の削減となります。

本来、被扶養者に該当しない人がそのまましていると健保財政を圧迫します。

被扶養者の適正な認定は、保険料のむだ遣いをなくし、被保険者間の公平性を保つうえからも大変重要となりますので、ご理解のうえ、今後ともご協力をお願いします。

夏期(プール・海の家)施設を開設しました

加入員の皆さまの健康保持増進と体力の向上に努めていただくため、下記施設と利用契約を結びましたので、大いにご利用ください。

利用券は、当組合で用意していますので、事業所を通じてお申し込みください。(任意継続被保険者は、ホームページから利用申込書をダウンロードのうえ、直接、当組合へ申し込んでください。ただし、各施設合わせて20枚を限度とします。)

なお、使用されなかった場合、返金できませんのでご了承ください。



尼崎スポーツの森 ウォーターパーク「アマラゴ」 住所: 尼崎市扇町43 電話: (06)6412-1639

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人	1,300円	850円	7月9日(土)～9月11日(日)	9:00～18:30 ※ただし、7月9日(土)～15日(金)・9月1日(木)～11日(日)は9:00～17:30
中高生	800円	500円		
小学生	700円	450円		

リゾ鳴尾浜 住所: 西宮市鳴尾浜3-13 電話: (0798)42-2161

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(高校生以上)	1,750円	1,100円	7月1日(金)～9月11日(日)	10:00～22:00 ※ただし、夏休み期間中の日、祝、及び7月6日(水)、7月13日(水)、9月7日(水)は休館
中学生	1,340円	800円		
小人 小学生 1,030円 幼児(3～6才) 720円		550円		

デカパトスプール 住所: 神戸市東灘区向洋町中8丁目1 電話: (078)857-1170

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人	1,400円	900円	7月9日(土)～9月4日(日)	◎7月9日(土)～7月15日(金)及び9月1日(木)～9月4日(日) 10:00～17:00 ◎7月16日(土)～8月31日(水) 10:00～18:30
中高生	900円	550円		
小学生	700円	400円		
幼児(4才以上)	400円	200円		

浜の宮市民プール 住所: 加古川市尾上町口里817 電話: (079)424-6635

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人	600円	400円	7月9日(土)～9月4日(日)	10:00～18:00
小人(3才～小学生)	300円	200円		

姫路セントラルパーク 住所: 姫路市豊富町神谷436-1 電話: (079)264-1611

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(中学生以上)	3,100円	1,600円	7月16日(土)～9月4日(日)	9:30～17:30 ※入園引換券は期間中のみ有効
子供(小学生)	1,900円	1,000円		
幼児(3才～小学生未満)	1,200円	600円		

姫路市民プール 住所: 姫路市西延末(ひめじ手柄山遊園内) 電話: (079)296-0503

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(中学生以上)	1,100円	700円	7月2日(土)～9月4日(日)	9:30～18:00
小人(4才～小学生)	500円	300円		

須磨・海の家 **新規** 住所: 神戸市須磨区須磨浦通1丁目 電話: 078-732-5980(西海岸) / 090-3490-1321(東海岸)

	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(中学生以上)	1,000円	600円	7月1日(金)～8月31日(水)	9:00～19:00
小人(3才～小学生)	500円	300円		

的形海水浴場 **新規** 住所: 姫路市の形町の形1718 電話: 0120-559-939

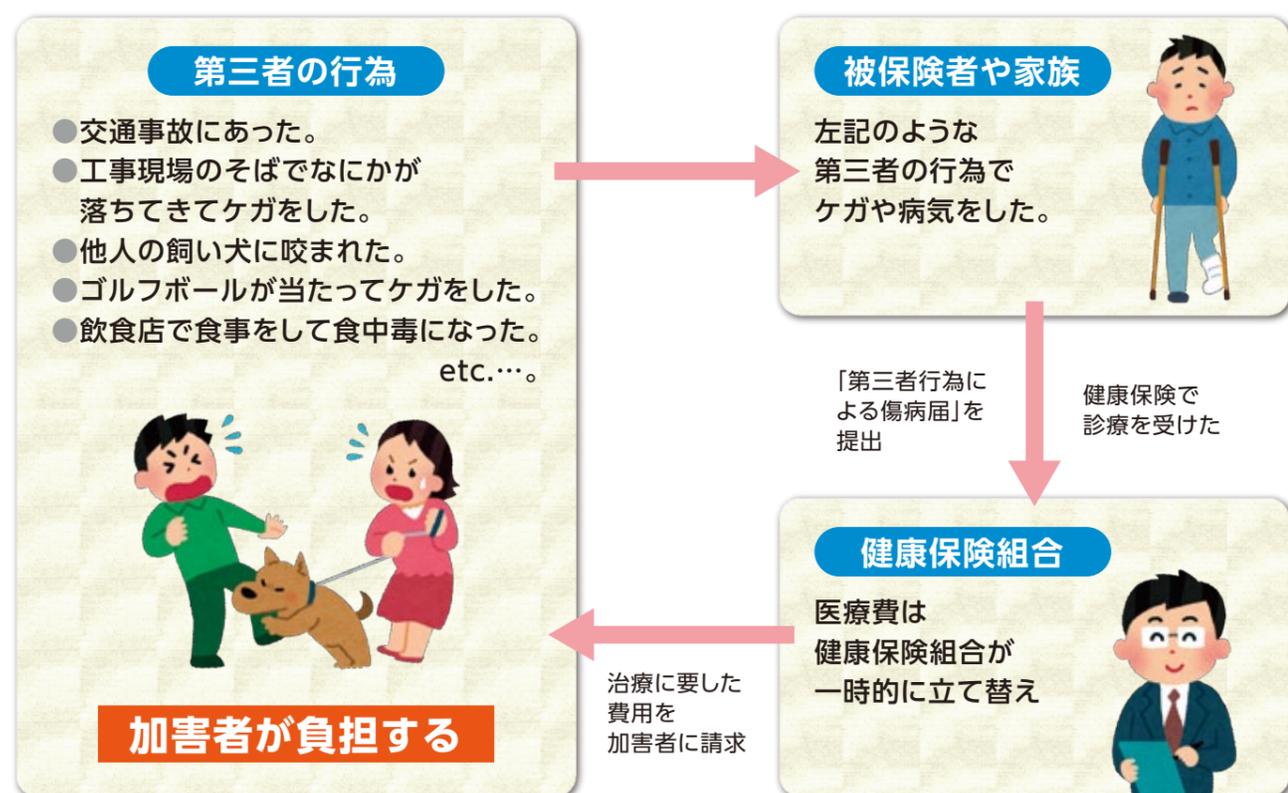
	一般料金	利用者負担	営業期間	営業時間
大人(中学生以上)	800円	500円	7月1日(金)～8月31日(水)	8:00～17:00
小人(4才～小学生)	500円	300円		

交通事故など第三者行為による給付

交通事故にあったときも、健康保険が使えます

交通事故などのように、他人すなわち**第三者の行為**によって起きた事故などによるケガや病気の場合も、健康保険で診療を受けることができます。

健康保険による診療が行われた場合には、加害者が本来医療費を負担すべきものですので、健康保険組合は一時的に医療費を立て替え、健康保険組合が損害賠償請求権の代位取得をし、あとから加害者(自賠責保険の保険会社も含む)に医療費を請求することになります。



●必ず「第三者行為による傷病届」の提出を!

健康保険組合では、「**第三者行為による傷病届**」の提出がないと、第三者の行為によるケガや病気であることがわからず、加害者が負担すべき医療費を皆さまの保険料から支払うことになってしまいます。健康保険で診療を受けるときは、すみやかに「**第三者行為による傷病届**」を健康保険組合に提出してください。

●交通事故にあったら

- ①**警察に通報、相手を確認**
すぐに警察に届け出るとともに、相手の免許証、車検証、連絡先などを確認し、記録します。
- ②**健康保険組合に届け出る**
なるべく早く健康保険組合に「**第三者行為による傷病届**」などの書類を提出します。
- ③**示談の前に必ず健康保険組合に連絡・相談**
治療前や治療途中で当事者同士で示談をしてしまうと、健康保険が使えなくなり全額自己負担となるので注意しましょう。

ちょっとの勇気で薬代が安くなる

「ジェネリックでお願いできますか？」

新薬と同じ成分・効能なのに値段が安いジェネリック医薬品
安全性もしっかり確認されている安心のお薬です
薬局の窓口などでひと言、「ジェネリックでお願いします」と伝えてみませんか?

※保険証に  シールを貼付して、医師、薬剤師に伝えてください。シールは当組合でお渡します



ジェネリック医薬品とは?

医療機関などで処方される薬の多くは「新薬」と呼ばれるものです。新薬(先発医薬品)は研究開発に長い年月と莫大なコストがかかるので、開発したメーカーの独占的な製造・販売が特許により保護されていて、薬価も高く設定されています。でも、この特許が切れたあとは、同じ有効成分の薬をほかのメーカーが製造・販売できるようになります。この薬のことを「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」と呼んでいます。

家計の負担も、長い目でみれば大きな違いに

薬代の多く(通常は7割)は健康保険で賄われるため、ジェネリック医薬品に変更してもそれほど割安感はないかもしれません。しかし、服用を定期的にする薬では、長い目でみると家計の負担を大きく減らすことができます。

教えて! ジェネリック Q & A

- Q** 勝手に変更して大丈夫でしょうか?
A 変更できる・変更できないは処方せんに記載されています。治療上の理由などでジェネリックに変更できない場合もあります。調剤する薬剤師は処方せんでそれがわかります。
- Q** 効果・安全性に違いはないですか?
A 効果と安全性を確かめるためにしっかりと検査されています。薬事法に基づいた検査により、新薬と同等の効果があることが確認されなければ、ジェネリック医薬品として製造・販売できません。
- Q** どのお薬も変更できますか?
A 在庫がないなどの理由で変更できないこともあります。薬局によって対応できる在庫がないことがあります。また、特許期間中の薬で、ジェネリック医薬品がまだ製造・販売されていない場合があります。



接骨院・整骨院で保険証が

使える場合

使えない場合



けがや原因のある痛みは
保険証が**使えます**

●骨折、脱臼

(応急処置を除き、継続してかかる場合は医師の診察と同意を得る必要があります)



●急性の外傷性のけがによる 捻挫、打撲、挫傷(肉離れ)

えっ
そうなの？



リラクゼーション
目的では
健康保険は
使えませんよ



病気や原因不明の痛みなどには
保険証は**使えません!**
【全額自己負担】

- 疲労回復・リラクゼーション目的のマッサージ
- 脳疾患の後遺症など慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 過去の交通事故などによる後遺症
- 日常生活の疲れや老化による肩こり・膝の痛みなど
- 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき
- 医師の同意のない骨折や脱臼の施術(応急処置を除く)
- 仕事中や通勤途上のけが(労災保険が適用)



接骨院・整骨院で健康保険を使うときは

ここをチェック



痛みの原因を正確に伝える

正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを先に確認します。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、先に健康保険に連絡してください。



領収証は必ずもらう

通院のたびに領収証を必ず受け取って大切に保存し、医療費通知と突き合わせて間違いがないかを確認してください。領収証は医療費控除を受ける際にも必要ですから、保存しておきましょう。



長期間かかる場合は 医師の診察を

長期に施術を受けても症状が改善しない場合は、内臓の病気が隠れていることも考えられるため、医師の診察を受けましょう。柔道整復師は医師ではないため、検査を行うことができません。



書類は白紙で署名しない

「療養費支給申請書」は保険請求のための書類です。白紙で署名せず、記載内容を確認して自筆で署名します。利き手の負傷で記入できないときだけしか代筆は認められません。住所欄には郵便番号、電話番号を忘れずに記入してください。



治療内容についてお尋ねすることがあります。

電話または文書で負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。受診の記録や領収証を保管し、照会がありましたらご自身でご回答されるようお願いいたします。